

第1回「平成28年度神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会」議事録

○ 日 時 平成28年5月18日（水）午後2時00分～午後4時00分

○ 場 所 神奈川県庁第二分庁舎 6階 災害対策本部室

○ 出席者

（委員）

- 太田 達也 慶應義塾大学法学部教授
白石美奈子 神奈川県弁護士会犯罪被害者支援委員会委員長
田島 敏久 神奈川県産科婦人科医会医療対策部主担当理事
鳥海 薫 平塚市市民部人権・男女共同参画課長
花房 孝典 犯罪被害者団体ネットワーク「ハートバンド」
全国大会運営委員
◎宮森 孝史 東海大学文学部心理・社会学科教授
◎：座長、○：座長代理

【議事内容】

1 開会

（司会：長野担当課長）

定刻となりましたので、ただいまから平成28年度第1回神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会を開催いたします。

私は本日、進行を務めさせていただきます神奈川県安全防災局の犯罪被害者支援担当課長、長野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

まず初めに、安全防災局参事監の小田よりご挨拶申し上げます。

（小田参事監）

皆さん、こんにちは。安全防災局参事監の小田でございます。

犯罪被害者等支援施策検討委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

まず、各委員の皆様におかれましては、何かとご多用なところ、こちらからの委員就任のお願いを快く引き受けていただいたということで、厚く御礼を申し上げます。

また、今回の委員の皆様の中で、平塚市、藤沢市、行政機関ということでお越しいただいておりますけれども、それ以外の委員の方におかれましては、第1期推進計画の検証委員会、あるいは第2期推進計画の策定と、これまでさまざまな場面でお力添えをいただいております。そのことに関しましても重ねて御礼を申し上げます。

さて、県内の犯罪情勢でございますが、平成27年中は1年間で約6万1,000件という警察が認知した数、認知件数がありました。戦後最悪といわれました平成14年が19万件でございましたので、それと比較しますと約3割まで減少しているところでございます。全体の数的には非常にいい傾向ではございます。

ただ、皆さんもご承知のとおり、昨年、川崎市で中学生がいわゆる遊び仲間によって殺害される非常に痛ましい事件が発生しております。また、それ以外にも悪質なひき逃げ事件とか、そのような事件が県内でも依然として発生している状況でございます。

また、全国的に見てみますと、私個人の感想かもしれませんが、余りにも短絡的と言えるような犯罪、しかもそれが凶悪犯罪というようなことで、そのような犯罪が後を絶たないような印象を持っておりますけれども、全国的に今、そのような状況にもあるのかなというところでもあります。

従いまして、いわゆる被害者の方々への支援というものも、これまで以上にきめ細かい支援を心がけていかなければいけないのかなと考えているところでございます。

このような中、本年は第2期推進計画の中間年に当たります。これまでの推進状況の報告などを行いつつ、あわせて取組の方向性などについて、皆様それぞれのお立場から忌憚のないご意見を頂戴し、今後の計画推進に生かしていきたいと考えてございます。そして、一人でも多くの犯罪被害者等の方が一日でも早くもとの生活を取り戻すことができるように取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

結びに当たりまして、今後の皆様のますますのご活躍、ご健勝をご祈念申し上げまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(司会：長野担当課長)

ありがとうございました。

本日は第1回の会議でございますので、恐れ入りますが、まず、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

委員の皆様の名簿を机上に配付させていただいておりますので、名簿の順番に従いまして、太田先生からお願いいたします。

本日、五島委員につきましては所用によりご欠席ということでございまして、次回のご出席いただける予定になっております。

それでは太田先生、お願いします。

(太田委員)

慶應義塾大学の太田でございます。

第1期の見直しの委員会でお手伝いさせていただきました。そのご縁でこの中間的な見直しについても呼ばれたのだろうとっております。

専攻は、もともと被害者学と刑事政策のほうをやっております。また、東京にあります被害者支援都民センターの設立以前から、微力ながらお手伝いしているところでございます。

今回もよろしくお願いいたします。

(白石委員)

神奈川県弁護士会の弁護士の白石と申します。以前は「横浜弁護士会」という名前だったんですが、今年4月1日から「神奈川県弁護士会」と名前だけ変わりました。

そちらの弁護士会で、犯罪被害者支援委員会という犯罪被害者支援を主な活動としている弁護士の集まりで委員長を務めさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

(田島委員)

私、県では産婦人科医会の性犯罪被害者をサポートする、その担当理事をやっております。

私は、先ほども話していたんですけれども、宮森先生と同じで第1回目のこの性犯罪被害者のサポートという形の立ち会いのときの仲間でございますけれども、4年、5年ぐらいたちますか、我々医会のほうでは医師の研修あるいは医療従事者の研修等、医師の立場あるいは司法、弁護士の先生含めていろいろ勉強会もやってきておりますけれども、さらに研修をして我々現場の医療と警察の方、あるいはサポートというふうな形で、あるいはもちろん県庁、力をあわせてさらに全国のモデルケースになるように努力したいと思っております。

(鳥海委員)

平塚市の人権・男女共同参画課で課長をしております鳥海と申します。

初めてこの会議に参加させていただくことになりました。犯罪被害者の支援につきましては平塚市はまだまだスタートラインにも立てていないような状況なのですが、進んでいる市だけではなく、これからの市の意見も聞きたいというお話でしたので参加させていただきました。

犯罪被害者支援につきましては、まだまだ進んでいない状況ですけれども、日常の仕事ではDV被害者の支援を行っておりますので、そちらのほうからご協力ができるればよいかと思っております。

よろしくよろしくお願いいたします。

(花房委員)

横須賀からきました花房と申します。

3年前のこの委員会に初めて参加しまして、それ以来になります。

前回もそうだったんですけれども、7人の委員の皆さんの中で私だけが犯罪被害者でございます。もうかなり古いんですけれども、23歳の息子を極めて悪質な交通事故で亡くしました。大学を出てたった3カ月後だったんですけれども、仕事の中に、本当に無謀運転のトラックにぶつかりまして、亡くしました。そういう経験を持った者でございます。今回も、被害者の視点からぜひいろいろ申し上げていきたいと思っております。

息子の事故以来、いろいろな被害者支援活動に携わってきまして、それを通して

いろいろな犯罪被害者を見てきました。たくさんの傍聴もいたしまして、一緒に活動もやってまいりました。そういう意味から言いますと経験だけにはありますもので、ぜひ被害者の立場から意見を申し上げていきたいと思って今回も参加させていただきました。

どうぞよろしく願いいたします。

(宮森委員)

東海大学の宮森と申します。よろしく願いいたします。

私は神奈川県臨床心理士会の会長をやっていたときに、神奈川県全体のこういう犯罪ですとか被害者支援の組織をきちんと立ち上げるというところからかかわらせていただきました。今年は私、大学を定年する年なので、これでやっとお役御免になるかなということで最後の仕事になるかもしれないんですけども、そういう形でまた少しお手伝いできればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(司会：長野担当課長)

ありがとうございました。

続きまして、事務局側の職員も自己紹介させていただきます。

小田は先ほどご挨拶申し上げましたので、押部課長からお願いします。

(押部課長)

神奈川県、くらし安全交通課長の押部と申します。どうぞよろしく願いいたします。

(荏原グループリーダー)

くらし安全交通課犯罪被害者支援グループ、荏原と申します。事務局を務めております。どうぞよろしく願いいたします。

(田中主査)

同じくくらし安全交通課の田中と申します。どうぞよろしく願いいたします。

(北村室長)

警察本部、被害者支援室長の北村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

(長島所長)

神奈川被害者支援センターの所長をしております長島と申します。前回に引き続きまして、オブザーバーという立場で参加させていただきました。

どうぞよろしく願いいたします。

2 座長選出

(司会：長野担当課長)

ありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

続きまして次第2、座長の選出でございます。

初めに、資料1「神奈川県犯罪被害者等支援施策検討委員会設置要綱」について私からご説明させていただいて、その後、座長の選出を進めさせていただきたいと思ひます。

要綱についてはごらんいただいたとおりでございますが、座長については第4条に「検討委員会に座長を置き、委員の互選によってこれを定める」と記載してございます。また「座長に事故のあるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する」となっております。

座長について、どなたかご意見ございますでしょうか。

(白石委員)

以前の検討委員会でも座長を務めていただきました宮森委員にお願いできればと思ひます。

(司会：長野担当課長)

白石委員から、宮森委員というご意見がございましたが、いかがでございましょうか。

(異議なし)

(司会：長野担当課長)

ご異議ないというお声をいただきましたので、皆様のご承認をいただいたということで、宮森委員に座長をお願いいたします。

以後の会議の進行につきましては、当委員会設置要綱第4条2項により座長をお願いしたいと思ひます。

それでは宮森委員、恐縮ですが、お席をお移りください。

(宮森座長) 座長に推薦をいただきましたので、これから議事の進行に入りたいと思ひます。

最初に、今ご紹介がありましたけれども、設置要綱第4条の3に私に事故があった場合ということで、座長代理を指名することになっております。これから中間年の検討委員会をスタートすることになるんですけれども、前回の検討会のときにもお願いしておりました太田委員に副をやっていただこうと思ひんですが、ご異議ないでしょうか。

(異議なし)

3 議題

(1) 会議及び会議結果の公開について

(宮森座長)

では、また前回と同じで一緒をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。

では、協議事項に入っていきたいと思います。お手元の会議次第に従って会議を進めていきたいと思います。

議題(1) 会議及び会議結果の公開について、事務局からご説明をお願いします。

(「資料2 会議及び会議結果の公開について(案)」に基づき、事務局より説明)

(宮森座長)

ただいまの説明について、何かご意見ございますでしょうか。

特にご異議がないようでしたら、会議及び会議録は公開とする、発言者名についても公開、傍聴要領により本検討委員会の傍聴を認めることにしたいということですが、そういう進め方でよろしいでしょうか。

(異議なし)

(宮森座長)

ありがとうございます。

それでは、今日は傍聴の希望者がいらっしゃるということですが、傍聴を許可いたしますので、ご希望の方の入室をお願いします。

(傍聴者入室)

(2) 検討委員会のすすめ方について

(宮森座長)

続きまして議題(2) 検討委員会のすすめ方について、こちらも事務局からご説明をお願いします。

(資料3-1「平成28年度検討委員会のすすめ方について(案)」と3-2「検討スケジュール(案)」に基づき、事務局より説明)

(宮森座長)

今年度のこの検討委員会の進め方と検討スケジュールのご説明がありました。皆さんから何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

特にご意見ないようでしたら、この進め方とスケジュールで進めていきたいと思えます。

第2回は7月4日で決まっておりますが、この辺については最後のあたりで事務局からまたご説明をお願いしたいと思います。

それでは、議題(3)へ移らせていただきます。

犯罪被害者等支援施策・事業の実施状況等について、事務局からご説明をお願い

します。

(「資料4「神奈川県犯罪被害者等支援推進計画の概要」、資料5「神奈川県の犯罪被害者等支援施策の実施状況(重点的取組)」及び資料6「神奈川県の犯罪被害者等支援施策の実施状況」に基づき、事務局より説明)

(宮森座長)

今、第2期の神奈川県犯罪被害者等支援推進計画に基づいて、平成26年度と27年度の実施状況についてご説明をいただきました。

皆さんからご意見、ご質問等ございますでしょうか。

(花房委員)

来る前に事務局から送っていただきましたメールに添付されていた、このあたりはじっくり読んできたんですけれども、本当に、かかわらせていただいて3年たっているんですけれども、3年でいろいろなことがすごく進んだ気が文章面からは読めまして、大変うれしく思った次第です。

そういう中で何点かお聞かせいただきたいんですが、あわせまして、前回、被害者の立場でさんざん申し上げたことが反映されていることに対してもうれしかったんですけれども、例えば自助グループの紹介というのがございました。これは前回、私のほうからお願いしたことでありまして、あるいは生活支援というものも、前は皆さんあまり目がいっていなかったんですけれども、生活支援についてもボランティアの育成だとか、とにかく踏み込んだ施策が出ておりまして、これも大変うれしく思いました。

質問の1点目は、ご説明のあったサポートステーションの相談・支援実績状況、1ページの表についてです。

前回の委員会でもさんざん申し上げましたけれども、やはり届くべきところに届かない限り、幾らいろいろな活動をしてもなかなか実を結ばないこともあると思うんですね。それから言いますと、神奈川県はすごく進んだ、サポートステーションを持っているということは他の都道府県に比べたらぐっと進んでいると思うんですけれども、それにつけても、この表を見ると、なぜこれほど問い合わせ件数が少ないのか、相談件数が少ないのか。今日改めてわかったんですけれども、これはなぜなのでしょうね。

やはり広報活動がまだまだ的を射ていないのではないかな、その結果ではないかなと思うんですけれども。さっきもご説明ありましたように、県内で認知された犯罪数は6万件あるにもかかわらず、相談件数は7年間ずっと1,000件以下で推移しているわけですね。1年間で6万件認知されていて、にもかかわらず、しかも性犯罪関係の数はどんどん増えていっているような気がするんですね。にもかかわらず相談件数が増えていないというのを事務局ではどのように認識され、なぜこうなのかということ、まずお聞かせいただけたらと思います。

(長野担当課長)

多分、委員おっしゃっていただいているとおりに、広報が不十分な部分はあるかと思いますが。まだまだ犯罪被害者サポートステーションに対する認知というところでは少ない面があるのかなと。一方、なかなか被害に遭わないと相談しづらい、あるいは被害に遭って相談する場合に、最初にどこにご連絡いただくかというところを考えると、まず被害者の方が行く警察ですとか、あるいは市町村の窓口ですとか、それからその他の関係する支援団体の方々のところに把握していただく、あるいは地域でいろいろな防犯活動ですとかさまざまな活動をしている方に知っていただいて、周りにそういう方がいらした場合には「こういうところがあるよ」と教えていただくような取組からしていくのがいいのかなというところで、地道に広報しているところですが、広報が不十分な部分があるのかもしれないと考えております。

また、サポートステーションの相談は被害者支援のボランティアの方々にご相談を受けていただいている関係上、どうしても平日、土曜日もやっておりますが、こちらに記載のとおり相談時間帯ですので、なかなかかけづらい部分もあるのかなと思ひまして、これ以外にメール等での相談も受けておりますが、その辺ももう少し徹底していかなければいけないのかなと思っております。

(小田参事監)

若干補足的にお話ししたいと思ひます。

数的な部分が明確に出てくるわけではありません。今、長野から話がありましたけれども、サポートステーションの存在あるいはその支援の内容について、まだまだ行き届かない面が多々あることは承知しているところでもありますので、まずそういうところが1つ大きい理由なのかなとは思っているところでもあります。

加えまして、被害の届出、基本的には警察署のほうに行くわけですがけれども、そういうところで担当した刑事なり、あるいは交通事故であれば交通課員ということになるかと思ひますけれども、それぞれ被害届を受理しながら、今後のいろいろなことについてその場で被害者の方の相談に乗っているケースもあろうかと思うんですね。ですので、必ずしもサポートステーションに行かなくても、その前に警察署なりの段階である意味、不安に思っているようなことが解決されているケースの中にはあるのではないかとということでもあります。

ですので、すべからずサポートステーションにということでもないのかなと、感覚としては持っております。ただ、それがどれくらいあるのかとなりますと、数字的に統計としておりませんので判然とはしませんけれども、各警察署それぞれ住民相談係がありますし、その事件を担当している警察官も個別におりますので、そういう部分である程度払拭されている面も中にはあるのかなということでございます。参考でございます。

(花房委員)

あわせて数字ということでは、どこかに出ているのかもわかりませんが、性犯罪関係、かながわホットラインの件数はどのぐらいありますか。年推移を教え

ていただければ。

(長野担当課長)

すみません、ちょっと抜けてしまったかと思えますけれども、性犯罪・性暴力ホットラインの平成26年度、27年度の相談件数でございますが、平成26年度が2,024件、平成27年度が2,710件でございます。何度もお電話いただく方もいらっしゃいますので、新規の相談件数ということで申し上げますと、平成26年度が304件、平成27年度が457件となっております。

(花房委員)

ありがとうございます。

ついでにちょっと聞かせていただけますか。このかながわホットライン並びにサポートステーションへの連絡は、県民でなくてもいいんですか。

(長野担当課長)

お電話での相談でございますので、他の地域からお電話があった場合にもそれなりに、他の地域の支援機関等をご紹介するといった形でお電話を受けさせていただいています。

(花房委員)

すみません、もう一つお伺いしたいんですけれども、電話番号が045なんですけれども、これは0120にはならないんですか。お金はかかると思えますけれども、たったこれだけの件数なんですから些細な金だと思えるんですよね。経済的にも困窮されている方がいるのは事実なんですよね。ぜひともご検討いただきたいと思えますけれども。

(長野担当課長)

フリーダイヤルにするかどうかという点につきましては、また少し研究させていただきたいと思えます。逆にフリーダイヤルにするといわずらといえますか、そういう電話が増えてしまって、非常に緊急性のあるような方のご相談を受けられないということがあってもいけませんので、その点をちょっと検討してまいりたいと思えます。

(花房委員)

確かに、それはありますよね。ありがとうございます。

(白石委員)

今の広報の関係ですけれども、かながわ性犯罪・性暴力ホットラインの広報について、私自身、デパートのトイレですとか電車の中で数回この広報を見かけたことがありまして、他方、サポートステーションの広報は見ようとしないなかなか目

につかないというのは確かにあるので、かながわ性犯罪・性暴力ホットラインのほうの広報はかなりいいように進んでいるのかなと思いますので、同じようにやっていただけたらと思っております。

(宮森座長)

広報に関しては、こういう検討会では「どうしたらいいのだろう」というのが何回も出てくるんですよ。基本的には、それが必要な人だけではなくて県民みんなが知っているような情報になっていけば、被害に遭った人を救うために知識を持っている人が動いてくれるというふうになるのが一番理想的だとは思っていますよ。ですから、基本的に誰もが知っているような媒体にちゃんと情報が載っていることが必要なんだろうと思いますけれども、やはり切りがなくなってしまうということがあると思うんですね。だからどのようにするか、わかっている範囲での広報のうまい形をとということですね。

目に触れる機会が増えてきていることは事実だと思います。私もこのカードはちゃんと大学に置いてありまして、学生たちにちゃんと見てもらってはいるんですけどね。

その他、どうでしょうか。

(太田委員)

今、花房委員がおっしゃったサポートステーションへの相談件数が、何件ぐらいあるのが適正値なのかはなかなか難しいところだとは思いますが、私が逆に不思議なのは、それまでずっと1,000件前後あって、平成26年度に性犯罪のホットラインができて2,000件余りの相談件数が来ているのに、一般のほうの相談件数が減っていないというのは逆に非常に不思議な現象で、被害者支援都民センターでは毎年5,000件から6,000件の相談があるんですけども、大体その40%が性被害です。

もし性暴力のホットラインができて2,000件の相談がそっちに行ったら、サポートステーションのほうはかなり減ってもいいはずなのに減っていないということの一つの仮説としては、本当は平成26年度ではプラス2,000件ぐらい相談があったが、その2,000件はホットラインに行ったということですが、これは非常に楽観的な分析であり、この状況を分析する必要があるのかなという気はします。

都民センターでもそうですけれども、この相談件数の内訳を必ず分析するんですね。神奈川県でも、その分析はされたほうが、将来の相談体制とか広報のあり方ということに結びつくので、トータルで何件ということでは評価するのではなくて、そのうちの何件が性暴力であるのか、また性暴力と云って、強姦から強制わいせつとか迷惑行為防止条例違反までいろいろなものがある。もしかするとストーリーもそこに計上されているかもしれないので、望むらくは次回までにこの相談件数の内訳がどうなっているのか、それから性暴力ホットラインのほうの内訳がどういう被害に関するものなのかをお示しいただけると、もう少し細かい将来の見直しができるように思います。

また、都民センターなどでもストーカーの被害は相談が少ないんですけれども、それがどこに行っているかというのは非常に大きな問題で、警察では各都道府県ごとに総合的な対策の部署が設置されたので、そこにかかなりの相談がいつているということは期待できると思います。ただ、最近の調査でも、警察に相談できないというストーカーの被害者もかなりいることがわかっているので、最近は、複合的な社会資源としての相談先をつくるのが望ましいだろうということになってきています。要するに、警察だけではなくて民間とか自治体とかにもストーカー専用の相談窓口を設けるといことです。これは第1期の見直しの最後のあたりにも申し上げたと思うんですけれども、ストーカーの相談がこちらに全然来ていないとすると、警察が全部それを吸収しているから大丈夫だという話なのか、警察に相談できない被害者の人たちは泣き寝入りしているのか、ということもわかるとよいという気がいたします。

(宮森座長)

ご意見の中には要望もありましたけれども、事務局から何かございますでしょうか。

(長野担当課長)

今、とりあえずわかる数字だけ簡単に、資料はまた後ほど送らせていただきますが、犯罪被害者サポートステーションに平成27年度にあった相談のうち、神奈川県の話にかかってきた件数で申し上げますけれども、全体で殺人が3件、強姦が15件、強制わいせつが24件、交通事案が34件、強盗が1件、その他の犯罪というのが圧倒的に多くて856件となっております。

それから、ホットラインのほうの電話の内容ですけれども、レイプとか強制わいせつその他の性的被害が約8割で2,219件。これは平成27年度1年間の数字でございます。あとDVの関係の電話が205件、このうち194件が性的暴力で、それ以外のDVが11件となっております。あとストーカーの被害なんですが、ホットラインに寄せられた電話の件数としては7件となっております。

(太田委員)

最初のサポートステーションのほう、殺人が3件というお話でしたでしょうか。

(長野担当課長)

はい、3件です。

(太田委員)

強盗もありましたでしょうか。

(長野担当課長)

強盗は1件です。

(太田委員)

その中で、性犯罪の相談がこちらにも来ているわけですね。

(長野担当課長)

性犯罪の相談も来ております。

(太田委員)

何件ぐらい。

(長野担当課長)

強姦が15件、強制わいせつが24件で39件、これ以外に被害者支援センターのほうで受けていただいているハートラインという電話もありまして、これが全体で104件あるんですけれども、今、申し上げたのは県の電話等にかかっている相談で、トータルは933件です。

(太田委員)

あ、これはセンターのほうにかかっている相談は入っていないということですか。

(長野担当課長)

いえ、入っています。

(太田委員)

入っていますよね。

(長野担当課長)

2つ電話がありまして、ちょっと今、足し算ができなかったので申しわけありません。ただ、比率としてはそういう形です。

(太田委員)

推測にしかすぎませんが、今、手元にある都民センターの資料によれば、東京の場合は殺人の相談が大体15%もあるんですね。強盗は大体5%、そして40%ぐらいが性犯罪被害なんです。たしか神奈川県だけ殺人が極端に少ないという県ではなかったと思うんですけれども、そういうところからすると、なぜそういった凶悪事件の被害者の方が相談されてこないのか、もしくは警察のほうから直接センターに行かれていてわざわざ相談という形で来ないのであれば、吸収できているのいいという話になるでしょうし。

総合的に神奈川県の方でどこかで相談を受けられていけば構わないので、その漏れがあるかどうかは意識として持つておく必要があるのかなと思います。

もう一つの可能性は、市区町村の方に相談が回っているということです。

市町村のほうでの相談体制を整えるようにというのが第2期に向けた提言だったと思うんですけども、もしその後、市町村のほうで相談体制がどんどん充実していて、そちらで吸収されているということなのか。それを調べるためには各市町村に相談受理件数等を出していただくと、そちらで吸収できているからサポートステーションのほうが増えなくても大丈夫ですねということになるかもしれませんので、トータルとして相談がどうなっているか状況がわかると、もう少し分析なり対応の仕方があるのかなと思います。

ちなみに、市町村の相談窓口はその後、増えたんでしょうか。前は22だったように思うんですけども、その後、市町村を設けた市町村は33のうちどれぐらいになったんでしょうか。

(長野担当課長)

市町村の窓口の設置状況についてご説明させていただきます。

第2期計画がスタートした平成26年度中に、一応33市町村全てに担当の窓口を決めていただくことができました。ただ、それぞれの市町村の規模もございますので、対応の温度差もありますけれども、必ず各市町村に犯罪被害者支援の担当窓口があることになっております。

中でも横浜市ですとか幾つかの市町村では、専門の相談室を設けておまして、昨年度は茅ヶ崎市で条例を制定し、そちらでも被害者支援の相談を、自助グループの方のご協力をいただきながら運営しているといったところもございます。

(太田委員)

そういうところで相談件数がどれぐらいあるのかも、情報としてはとられているんですか。

(長野担当課長)

全部を集めているわけではないんですが、ちょっと古い数字で平成26年度の件数で、横浜市は450件ぐらいご相談があったと聞いております。茅ヶ崎市等は、40～50件というところではないかと思えます。

(宮森座長)

その他、いかがでしょうか。

(花房委員)

自助グループを紹介するというのはテーマとして、あるいは課題として実践されているわけですよね。今、自助グループというのは県内でどれぐらい把握していますか。

(長野担当課長)

自助グループについては前回の委員会でも委員の皆様にも、特に花房委員からご指

摘があって、いろいろ情報は集めているところですが、なかなか実際のところは。平成26年度に県内の市町村にご協力をお願いしまして、「自助グループはありますか」という調査をさせていただいたんですけれども、茅ヶ崎市の相談に当たっているピア・神奈川さんですとか、あるいはDVとかそういった特定の犯罪に関する自助グループについて、横浜市の男女の共同参画センターで把握されているようなところが幾つかあるという程度でございまして、こういうところがあるよというご相談をする、あとは被害者支援センターのほうの交通被害の自助グループという程度の状況に、今のところは、ご紹介するとしてもとどまっているのが実情です。

(花房委員)

どうやったらあぶり出せると思いますか。きっと小さいんですよ、全てが。被害を受けた人が近くの人だとか、声をかけて自分の自宅で集まってだとか、きっとそんなのがあるんですよ。間違いなくあるんです。それがどうやったらあぶり出せるか。

(長野担当課長)

そういうご指摘をいただいたので市町村に調査をさせていただいたということですが、まだなかなか見つからないところはあるんですが、関係する団体等に声をかけさせていただいたり、福祉関係のところにはヒアリングをしたり等もしているんですけれども、今のところは、なかなかあぶり出せていないところでございます。

(花房委員)

続けてよろしいですか。

全然視点を変えての話ですけれども、重点テーマの1つに県が市を指導しながら犯罪被害者施策だとかいろいろなプロモーションをやっていくということが重点項目として何か所かに出てきている。

質問ですが、市町村の取組支援ということでは、具体的にどういうことをお考えになっていて、現在どういうことをされていて、今後どのように市町村の人たちを指導し、引っ張っていかうとされているのか教えてください。それで、これだけ進んでいる県であるということは、これから戻ってしかるべき人たちに改めて説明しますけれども、そういうことを含めて、どのように地方の人たちを指導し、引っ張っていかうとされているのか。ちょうど中間のタイミングなので、まだ半分期間が残っているので、大変大きなテーマだと思うんですよ。温度差もありますし。だけれども、やはり結局地元なんですよね。事故に遭った人、被害を受けた人、行くのは地元の警察であり地元の役所なんですよね。その役所の意識、行動が変わらない限りは県がどんどん前に行ってもついてきていない、こられないような気がして、ご質問というか、ご指摘をさせていただきました。

(宮森座長)

何かお答えができますでしょうか。

(長野担当課長)

非常に難しいご意見だったんですけれども、ご存知のように、犯罪被害者基本法では地方公共団体の役割が規定されております。これは「県が」とか「市町村が」といったことは余り区別がついておりませんで、分けては指定していないということがあります。本県の条例におきましても、これは県としてやっていくことということで、市町村と連携してやっていくんだということは書いてありますけれども、県としては、市町村に「こうしなさい」みたいなことはなかなか難しい。それぞれ地域の実情に応じて取り組んでいただくということで、その取組を促すような働きかけをしていくことになるかと思えます。

先ほど担当からご説明しましたように、主管課長さんの会議ですとか担当者向けの研修を兼ねたような会議をさせていただいたりとか、あるいは33の市町村全部に一応窓口をつくっていただきました。では、窓口をつくったけれどもどうすればいいんだというところはございますので、市町村担当者向けのハンドブックをつくらせていただきました。これは市町村の担当者が自分たちの市の担当課だとか担当者等を入れられるように電子データでお渡ししまして、カスタマイズして使っていただけるようなものを作成しております。そういったものを見ながら市町村の方々が被害者に適切に対応していただけるようにご支援していくということで、そのハンドブックを作り放しではなくて、毎年データを更新するとともにどうやって使っていくか、市町村にそれを自分たちのハンドブックにさせていただけるような働きかけもしていきたいと考えています。

また、被害者に対する支援をどのように考えていったらいいのかというところについて、先ほど研修を兼ねた担当者会議と申し上げましたけれども、有識者の方に来ていただいてご講演をさせていただいたり、あるいは被害者の方にお話ししていただくというようにして、そういった認識を持っていただくというようなことでやっていきたいと考えております。

(花房委員)

そういう主管会議で、中には心ある人が必ずいると思うんですよね。だけれども、どうやって進めていけばいいかよくわからない。それで結局サポートステーションを紹介したり、横須賀でも紹介しているみたいなんですけれども。

例えば出前に来て、主管のみんなが集まった会議だけではなくて特定市の担当課、課といったいろいろなことをやっている中でのこれでしょうけれども、来てくれとか、行っていいよとか、膝を突き合わせてやったら何か自分たちの仕事という実感が湧いてくると思うんですよね。主管会議でわっと集まってでの出席者ではなかなか、帰ったらまた別の仕事をやっていくわけですよ、彼らは。間違いなく。横須賀もそうであると確信しますけれども。だから「いいですよ、出前でも行きますから関係者を集めてください」だとか、そして具体例を引きながら、より彼らの目

線に立ったようなことをおやりになることを申し上げたいですね。第1に横須賀を選んでいただいで結構ですから。

(長野担当課長)

ご意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。

実際には、県内全部の市町村をずらっと集めたのではなかなか話もできないということで、平成26年度はブロック別の会議を開催させていただいたり、あるいは市町村と共同で研修会を開催させていただいたりとか、あるいは職員研修をやるからというようなことで行かせていただくといったこともやっております。あと、警察のほうで各警察署ごとにネットワークというのをやっているんですけども、そちらにも市の担当者あるいは市の首長さんにご参加いただいているようですので、そういったところでもPRをさせていただいているところがございます。

(花房委員)

主管会議で、例えば進んでいるところにスピーチしてもらうだとか、そういうことはおやりになっているんですか。

(長野担当課長)

やらせていただいています。

(小田参事監)

条例の市町村での制定とか、そういう部分はちょっと横に置かせていただきますけれども、確かに今、サポートステーションという形で我々と県警察と、あとはNPOの支援団体という形で支援させていただいていますけれども、そういう中で支援のメニューといいますか、いわゆる逆に被害者、被害に遭われた方のニーズとして、先ほど委員おっしゃったように、地元でないと受けられないというのが確かにあるんですね。逆に私どもの立場で言いますと、ある意味、支援の中でも限界が出てしまうところが少なからず感じ取れるわけです。

一方で、各自治体のほうの方もすべからず窓口は、先ほど長野のほうから話しましたけれども、全市町村で設けていただいているところではあるんですけども、犯罪被害に遭ったという形で各自治体を訪ねるのではなくて、その被害に遭われた方が自分が必要としているニーズによって、その受け皿となってくれる窓口に個別に話しに行っているようなケースもあるのかなとは思っています。そのようなところで、やはり我々のほうである意味、限界があるのも確か。

あとはニーズとして、地域密着でサポートしてもらうことが非常にありがたい、あるいは必要となってくることが、やはりこのところさまざまな社会情勢等も絡んでいるんだとは思いますが、非常に顕著になってきています。現実には県警の支援室の方と我々事務方で自治体をお訪ねして、被害者の方の現状を伝えながら「このようなサポートをしてもらいたい」ということで自治体に引き継ぎをしていくようなケースもあるわけですので、これからは、やはりそういうところをいかに

スムーズに各自治体に引き継いでいって、そして被害に遭われた方等が必要とする支援を受けられるようにしていくのか、まず各自治体の方にしっかりと、そのような役目と言ってはおかしいですけども、そういう求めがあるんですということをもまず知っていただきながら、そういう方たちがもし来られたときには、このような窓口でこのような対応をしていただければ非常に助かるんです、そのようなところをしっかりとやっていく必要があるのかなとは考えております。

ですので、先ほど話がありましたいわゆる窓口でのハンドブック等、それから自治体の方にしてみると、サポートステーションに限らず、それではいわゆる神奈川県としての窓口はどこなんだろうといったときに迷わないように、しっかりと窓口も一本化しながら、そしてつなぐということをやっていくことも、これから求められているんだろう、そういう認識には我々も立っておりますので、これを短期で成し遂げていくのは非常に難しいことですけども、私どもとしてはしっかりとそのようなところ各自治体の方に強調して、理解していただきながら、それが支援に結びついていけばいいのかなと考えているところでありますので、その点も少しご理解いただければということでもあります。

(花房委員)

今、おっしゃった市町に引き継いでいくという、この言葉はすごくびっと来たんですけども、ぜひともこれ、30年までですよ。まだ半分ですよ。半分過ぎたんですかね。残された時間のかなりの部分、それに傾注してもらいたいんですけども、本部といいますか、県並びにサポートステーションを含めた組織というのは、他の都道府県にもないぐらいしっかりしたものができていると私は思うんですね。あとはもう、これだけ大きな県ですから、やはり地元といいますか、市町にいかにもそのノウハウを移していった人を育てて、それぞれの市町で窓口だけでない形ができるようなご努力をぜひとも、30年までの残された間にご尽力いただけたらと思いますけれども。大きな課題だと思えますよ。

繰り返しで恐縮ですけども、犯罪を受けた人が行くのは、それぞれの地元の警察であり関係する役所なんですよ。よろしくお願いします。

(宮森座長)

花房委員からの熱い要求というか、メッセージがありましたので、今後の施策の進行状況にも参考になるのではないかと思いますので、よろしくお願いします。

個人的に、私はカウンセラーをやっていますから、被害を受けた人のカウンセリングをやって感じているのは、例えばさっき話題に出た自助グループについてもそうなんですけれども、紹介して、では行くかというのは被害を受けた人の判断に委ねられてしまうんですね。そういう場所をどう利用するかとかどうするか、そこから先は、「行ったほうがいいよ、ちゃんとした支援を受けられるよ」というところまでは言えますけれども、あとはどうしてもご本人たちの判断に任せてしまうところがあるので、そこをどう動かすかということ。

それから市町村との関係では、花房委員にしてみたら、まだちゃんと進んでいな

いという言い方になるかもしれないけれども、もともと22しかなかったのが33全部に窓口ができたというのは一つの進歩だと思いますし、そこで今度は連携というところで、今は県と市町村とのパイプがどのぐらい太くつながるかという段階に来ているということで、30年まで温かく見守ってあげるしかないかなということしか言えないなと思いますね。

「連携」というのは、とてもいい言葉なんですよね。「連携」と言ってしまうと誰も責任とらなくていいですから。だから、やはりどこかに責任の母体をちゃんとつくっておいて、きちんとつながりができる、そして同じような水準で同じように支援を受けられるようにということを残された3年間の一つの目標にしていけばいいのかなと感じておりました。今のご意見を伺いながら。

議題（3）について、いかがでしょうか。

では、時間もございますので議題（4）に進みたいと思います。

これに関しては、今回の検討会の進め方で「重点項目として」という中の1つのテーマで、性犯罪・性暴力被害者の総合的支援体制の整備についてということで、事務局からご説明をお願いします。

（「資料7 「性犯罪・性暴力被害者の総合的支援体制の整備」の進捗状況等についてに基づき、事務局より説明）

（宮森座長）

ただいまの事務局の説明について、何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

第1期の検討会のときに田島先生が委員として入られて、この支援はそのときにはまだそう話題になっていなくて、こういった問題をきちんと重点目標に置いて活動しなければいけないということで、先生の組織の方で対応をお願いできないかというところからかなり進んできているのではないかなと思いますけれども、その辺の経緯も含めて、何かご意見がございましたら。

（田島委員）

こういう拠点病院を含めて県下にネットワークをつくるのは、やさしいようで現実には非常に難しい。

はっきり言うと、診察そのものはものすごくやさしいんです。だけれども、365日24時間体制で、いわゆる周産期医療と全く同じで、時間を決めて来られるわけではない。そして、こういうトラブルが起こるのは大体時間外の状況が多い。今、68件の登録医療機関があるわけですがけれども、いわゆる昼間の状態でこういうケースがあれば、68件の大半がビルクリニックなんですね。いわゆるデイトタイムにやっている先生。ということになると、朝9時から夕方6時ぐらいで診療を終えてしまって、あとはオフになってしまう。そうすると、やはり365日24時間体制となると限られてくるわけです。

相談に乗ってくれる先生方の医療機関には周産期が多いということと、それから、

委員の方もよくご存知だと思いますけれども、今、産婦人科医を専攻する人間が年間350人しかいない。医者は9,800人ぐらい出ているけれども。産婦人科の周産期、その中でいわゆる男の医者が120名ぐらいですか、1年間。あと女医さんばかりで、女医さんは夜中は嫌だと。今、社会がそういう趨勢になってきている。非常に限られた医師の中で365日待ったなしのというのは、委員を含めて私も我々の役員にもヒアリングしたんですけれども、時間がたって証拠採取のために検査をする、そうすると他の仕事、やれ分娩だ何とかだ、デイトイムときは皆さん余裕があるけれども、それをほったらかしてこういう特殊な患者さんに対応できるかということ、なかなか難しいというのがまず1点。

それから、先ほどの医師の人数が少ないということで、大学等を含めていろいろなところから、各病院でもドクターの応援を頼んでいる。ということになると、我々、平成24年から3回の研修会を試行してきました。100人ちょっとぐらいずつ各医療機関から勉強に来ていただいているわけですがけれども、夜の先生とか時間を外れた先生が全部研修に来ていただいているとは限らない。そういう問題で、研修会そのものは継続してやらなければいけないなという問題で、長野さんとか事務局のほうといろいろ検討しているわけですが、そういう問題。

それからもう一つ、この間、研修会するときにも中でいろいろディスカッションがあったんですけれども、そういう医療機関に対するコストの問題はどうだとかそういう問題が出てきまして、県も我々もちょっとはつきりしたことは答えられなかったんですけれども、何となくできているということなんですけれども、コストに関しては、はっきり性犯罪であるということは、警察官を伴って来て初めて公的に認められる。1週間とかそのときに被害者が犯罪に遭ったといったことがないと、いわゆる私的な、あるいは違った条件での診療になってしまう、そのようなちょっと曖昧な、これはいずれにしても公的な形で将来はやらないと、患者さんが言った状態でオフィシャルに裏付けができれば、我々医療機関の人間はそういう発想で、我々の部会でもそういう意見を言っている先生が多いんですが、その点をこういう場で一応ディスカッションしてもらいたい、そして医師もやる気が出るような体制にぜひしてもらいたい、そう願っています。

(宮森座長)

ありがとうございます。次回以降の検討ということになるのでしょうか。

その他、皆さんからご意見ございますでしょうか。

(白石委員)

弁護士会とは別の立場で、私個人の立場で、ワンストップセンターを神奈川県内につくりたいと思い始めて随分時間がたっている間に、他の県でどんどんできてしまって、忸怩たる思いを抱えながら来たんですけれども、こうした動きができたということで、とてもうれしく思っています。

神奈川県弁護士会としても、ぜひ積極的にかかわらせていただきたいと思います。場合によっては支援のコーディネートの役割等を弁護士が行うことも可能であ

ろうかなどと思っていますので、今後、関係を強化しながら進めていけたらという意見というか、感想です。

(宮森座長)

ありがとうございました。

これも計画の中間年度ですので、これから残りの3年間の中で達成を目指すということでご意見として。

私のところで教えていた大学院生が電話相談のボランティアに参加させてもらって、今年卒業して、そのまま残って活動を続けたいということでやっているんですね。そこでちょっと話題になるんですけども、相談でこういうボランティアに入っている人たちのメンタルケアをもう少しちゃんとやらないと、いわゆる代理受傷であるとか共感性疲労のような形で燃え尽きてしまうという現象がそろそろあると。だから相談員を支えるシステムみたいなものも何かつくっていかないと、いわゆるセンターにするわけですから、今、白石委員からありましたけれども、コーディネーターのような役割も含めてセンターをちゃんと統括するような何かもう一つの別のシステムみたいなものをつくって運用していかないと、どこかで歪みが起きて誰かがくたびれてしまうような構造になってしまうかなと。

こういう被害者支援に関してはみんな同じことが言えるのではないかと思いますけれども、それもこれから先の体制整備についてのテーマになるかなという感じはしております。

その他、どうでしょうか。

今日は私の進め方がちょっとうまくいなくて、もうそろそろ予定の時間に近づいてしまっているのですが、本日のところはこのぐらいでよろしいでしょうか。

では、一応今回の議論はここで閉めさせていただきますして、次回以降の開催について事務局からお願いします。

(荏原グループリーダー)

次回、2回目の検討会につきましては、7月4日月曜日を予定しておりますが、委員の皆様全員が揃う時間が限られてございます。そこでご提案ですが、午後3時30分より開始しまして、終了時間を午後5時30分ごろとした場合、皆様のご出席は可能でしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

(荏原グループリーダー)

ありがとうございます。

そういたしましたら、7月4日月曜日、午後3時30分から午後5時30分まで、場所は本日と同じこの場所で開催させていただきたいと思います。

(宮森座長)

それでは、本日の議題はこれで終了いたします。

皆様のご協力に感謝します。どうもありがとうございました。

(了)